監査第 62 号

# 三重県公文書等管理審査会

三重県監査委員公文書管理規程(令和2年三重県監査委員訓令第3号)の一部を改正するに当たり、三重県公文書等管理条例(令和元年三重県条例第25号)第36条第1項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

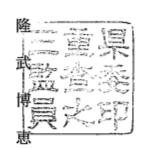
令和7年1月27日

三重県監査委員 伊 藤

三重県監査委員 平 畑

三重県監査委員 山 崎

三重県監査委員 伊 賀



三重県監査委員公文書管理規程の改正内容別紙のとおり

#### 三重県監査委員訓令第●号

監査委員事務局

三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和●年●月●日

 三重県監査委員
 伊藤

 三重県監査委員
 平畑

 三重県監査委員
 山崎

 車県監査委員
 伊賀

三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県監査委員公文書管理規程(令和2年三重県監査委員訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の表の成正的個に同じるがたる自我の成正を同じるがない。 	
改 正 後	改 正 前
(目的)	(目的)
第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例(令	第 1 条 この訓令は、三重県公文書等管理条例(令
和元年三重県条例第25号。第33条第1項第4号	和元年三重県条例第 25 号。 <u>以下「条例」という。</u> )
及び別表を除き、以下「条例」という。) 第 11 条	第 11 条第 1 項の規定に基づき、三重県監査委員に
第1項の規定に基づき、三重県監査委員における	おける公文書の管理について必要な事項を定める
公文書の管理について必要な事項を定めることを	ことを目的とする。
目的とする。	

別表中「【I】~【V】」を「IからVまで」に、「総合博物館」を「博物館」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 三重県監査委員公文書管理規程の一部改正(案)について

### 1 改正理由

三重県公文書管理規程(令和2年三重県訓令第6号)の一部改正に鑑み、三重県監査委員公文書管理規程(令和2年三重県監査委員訓令第3号)の一部を改正するものである。

## 2 改正内容

以下の規定を整理する。

## 〈第1条〉

・「三重県公文書等管理条例(令和元年三重県条例第25号。以下「条例」という。)」の「以下「条例」という。」の前に「第33条第1項第4号及び別表を除き、」を加える。

#### 〈別表〉

・別表中「 $\{I\}$ ~ $\{V\}$ 」を「IからVまで」に、「総合博物館」を「博物館」に改める。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 【参考】

# 三重県監査委員公文書管理規程 (抜粋)

(目的)

第一条 この訓令は、三重県公文書等管理条例(令和元年三重県条例第25号。<u>以下「条例」という。</u>)第11条第1項の規定に基づき、三重県監査委員における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

別表 (第13条、第18条、第29条、第30条、第41条関係)

公文書保存期間基準及び保存期間満了時の措置

- ・ 作成又は取得した公文書の保存期間の設定については、(1)により定めるものとし、 (1)に定めのない公文書については、県文書規程別表第1の例による。
- ・ 以下の【I】~【V】のいずれかに該当する文書は「歴史資料として重要な公文書」 に該当し、保存期間満了後には<u>総合博物館</u>に移管するものとする。